

低入札価格調査制度の改正について

1. 改正の概要

広島高速道路公社低入札価格調査制度事務取扱要綱第5条に定める「適正な履行確保の基準」を改正します。主な改正点は以下のとおりです。

(1) 過去2年間の工事成績評点の引き上げ

「基本的判断基準」に定める、「～過去2年間の工事成績評点が60点未満の工事がなく、～」を「～過去2年間の工事成績評点が65点未満の工事がなく、～」に改めます。

(2) 表現の明確化

全体的に表現をより具体的に改め、明確化を図りました。また、明確化の一環として次のとおり内容の並び替え等も行ないました。

○「基本的判断基準」と「数値的判断基準」の並びを入れ替え

改正後は「1. 数値的判断基準」、「2. 基本的判断基準」の並びとなります。

○「基本的判断基準」と「数値的判断基準」の内容の入れ替え

現行の「数値的判断基準」第1号～第3号を、改正後の「基本的判断基準」第3号～第5号とします。なお、これに伴い、現行の「基本的判断基準」第3号～第5号は、改正後の「基本的判断基準」第6号～第8号へ繰り下げます。

2. 改正の実施日

平成21年12月1日。

実施日以降に公告又は指名する建設工事から、今回の改正を適用します。